

保険外併用療養費に係る事項

当院では以下の料金につき保険外併用療養費として徴収することを届け出ております。

1 特別の療養環境の提供に関する事項

- ・別紙（病室差額一覧表）を参照

2 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察にかかる事項

診療時間以外の時間帯に受診された方のうち、原則として入院を要しなかった方につきまして診療費とは別に以下の料金を徴収いたします。

【時間外選定療養費】 7,700円（※以下に該当する場合は対象外となります。）

- ・救急外来受診のための紹介状をお持ちの方
- ・受診後にそのまま入院になった方
- ・当院の医師より注射・処置などのため、救急外来を受診するように指示されている方
- ・当院で治療中の疾患が急変された方
- ・公費負担の方

3 病床数が200以上の病院について受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く）

（1）医師である保険医による初診の場合

【初診時選定療養費（医）】 7,700円（税込）

（2）歯科医師である保険医による初診の場合

【初診時選定療養費（歯）】 5,500円（税込）

4 病床数が200以上の病院について受けた再診（当該病院が他の病院（病床数が200未満のものに限る）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた者を除く）

（1）医師である保険医による再診の場合

【再診時選定療養費（医）】 3,300円（税込）

（2）歯科医師である保険医による再診の場合

【再診時選定療養費（歯）】 2,750円（税込）

5 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの

ホ	H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料	2,255円（税込）	1 単位につき
ヘ	H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料	2,695円（税込）	//
ト	H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料	1,980円（税込）	//
チ	H002に掲げる運動器リハビリテーション料	2,035円（税込）	//
リ	H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料	1,925円（税込）	//

6 別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く）

【180日超え入院の選定療養費】 2,833円（税込）

7 う蝕に罹患している患者（う蝕多発傾向を有しないものに限る）であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理

【フッ化物局所応用（再診料含む）】 1,210円（税込）

【初期う蝕早期充填処置（再診料含む）】 1,540円（税込）

以上